**須崎市立小中学校沿革史取扱要領**

（趣旨）

第１条　須崎市教育委員会の所管する学校沿革史の編さんについて、取扱いの適正と効率化及び透明性の確保をはかるため、その方法を示すことを目的とする。

（記載項目）

第２条　学校沿革史に記載する項目は、次のとおりとする。

（１）学校経営（教育目標等）に関すること。

（２）学級編制に関すること。

（３）卒業生に関すること。

（４）教職員に関すること。

（５）校医、歯科医及び薬剤師等に関すること。

（６）校地、学校施設及び設備並びに寄贈等に関すること。

（７）おもな行事（年史）に関すること。

（８）PTAその他協力機関の状況に関すること。

（９）その他校長が必要と認める事項。

２　前項に掲げる項目について必要のある資料及び概略図等は、当該年度の学校沿革史の末尾に綴り込むものとする。

（記載要項）

第３条　学校沿革史の編さんに係る様式は別に定める。

２　前項に規定する様式への記載事項は、電子データで作成することも可能とする。

３　従前より編さんされている学校沿革史に引き続き記載する場合は、第２条第１項の記載事項について記入作成する。

（保存）

第４条　校長は、毎年度末に学校沿革史を作成し、当該年度が分かるように永久保存しなければならない。

２　校長は、前項に規定する沿革史に係る決裁及び割印の手続きを行った後に永久保存しなければならない。

３　校長は、第２条に掲げる項目について必要のある図表その他の参考資料を別冊として学校沿革史とともに永久保存しなければならない。

４　従前より編さんされている学校沿革史については、別冊として永久保存しなければならない。

（補則）

第５条　この要領に定めるもののほか必要のある事項は教育委員会で協議し、定める。

附則

この要領は、公布の日から施行する。　　　（平成25年3月10日　文書配信）